

☆ お子さまの出生からパスポート取得まで ☆

1. 戸籍謄本の英訳証明書をご準備ください。(Marriage Certificate に代わるものです。)

出産予定日3～4週間前までにご準備することをお勧めします。

この証明書には、日本の公証役場、法務局、外務省、及び、在日UAE大使館からの認証が必要です。

詳細につきましては、<http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/> 領事情報 → 各種証明をご参照ください。

- ・ この英訳証明書をお持ちの方は、次の手続き **2.** を行ってください。
- ・ 外国政府発行の婚姻証明書をお持ちの方は、必要な手続きを行った後、次の手続き **2.** を行ってください。
- ・ UAE政府のルールにより、当館の発行する婚姻証明書及び翻訳証明書は、お子さまの出生手続を行う際、UAE政府機関では受付けてもらえません。

2. 戸籍謄本の英訳証明書にUAE外務省からの認証をうける

- UAE 外務省 ドバイ事務所 (Khalid Bin Al Waleed Rd 沿い)
- Al Manara Center (Noor Bank メトロ駅) 、 - Al Towar Center (Al Qusais 地区)

3. お子さまが生まれたら、病院から Birth Notification を取得する。

このとき戸籍謄本の英訳証明書の提出、または、提示を求められる場合があります。

4. 出生証明書を取得する。※ 出生日から30日以内に取得してください。

出生証明書は、以下のいずれかの方法で取得できます。

- ① Al Kwait Hospital クウェート病院 (旧アルバラハ病院) Preventive Medecine Dept. にて取得。
- ② 代書業者の代行サービスを利用する。(病院内にオフィスがある場合もあります。)

＜基本必要書類 (追加書類を求められることもございます。)>

- ・ Birth Notification 原本
- ・ 戸籍謄本の英訳証明書 (UAE外務省の認証をうけたもの) 原本
- ・ 両親の旅券原本、及び、その写し
- ・ 両親のエミレーツID原本、及び、その写し

アラビア語と英語の両方の出生証明書の取得をして下さい。

(当館への出生届の提出の際は、アラビア語の出生証明書のみでも届出はできます。)

重要 : 出生後の各種手続きのため、出生証明書にUAE外務省の認証を同時に申請して下さい。

申請書にUAE外務省の認証を希望するか否か、チェックを入れることができます。

5. 出生届を出す (在外公館へ届出、又は、本籍地役場へ直接送付もできます。)

出生日から**3ヶ月以内**に届出をしてください。 (在ドバイ日本国総領事館 04-293-8888)

【注】外国で生まれ、出生によって外国籍の国籍を取得した子(両親どちらかが外国籍の場合など)について、日本国籍を留保しようとするときは、3ヶ月以内に届出を行わないと受理ができなくなります。

届出が遅れないよう特に注意してください。

6. パスポートを作る (当館で申請できます。) 作成に要する日数:3 開館日

＜必要書類＞

- ・ 戸籍謄本(抄本)の原本 お子さま(新生児)が記載されたもの
- ・ 写真 1枚
- ・ 申請書 (当館窓口備え付け、又は、ダウンロードもできます。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>)
- ・ 申請に来られる両親どちらかの旅券原本

7. UAEレジデンスビザを取得する。

出生日から120日以内にUAEレジデンスビザの取得またはUAEを出国をする必要があります。

UAEレジデンスを取得せずに当国を出国する方は、出国許可(Out Pass)を取得する必要があります。